

これから話し合われること

「まちなみガイドライン」の作成

まちなみ再生の取組は、「まちなみガイドライン」にそって行われます。これは、「歴史的なまちなみ」を再生するための基準であり、「修理や改修の修景基準、またどういった修理や改修に対して補助を行うのか」などの指標となるものです。みんなが誇れるまちなみをつくるためには、ガイドラインにそった工事が行われるよう働きかけることも重要です。そのため、まちなみのルールとなる「まちなみガイドライン」をつくる必要があります。

しかし、「歴史的なまちなみ」と言っても、なかなかピンとこないと思います。そこで、分科会やワークショップを通して、「歴史的なまちなみ」とはどういうものか、「町家」とはどういうものか、を考えていきます。

このガイドラインづくりが、地域に残る歴史文化資源を活かし、まちの新たな魅力を発見できる機会になれば幸いです。

INFORMATION

まちなみガイドラインを一緒につくりませんか？

8月から来年3月にかけて、まちなみガイドライン作成分科会やワークショップを複数回開催し、みんなで意見を出し合いながら、堺環濠都市北部地区のまちなみのルールづくりを行っていきます。ご興味のある方はふるってご参加ください。お申込み・お問い合わせは、下記の連絡先まで。詳細は、参加希望者に追ってお知らせします。

「まちなみガイドライン」の作成に向けた今後の予定

平成26年
8月24日(日) 第1回まちなみガイドライン作成分科会
31日(日) 第1回ワークショップ開催
9月 第2回ワークショップ開催
10月 第3回ワークショップ開催
12月 総会

平成27年
1月 第2回まちなみガイドライン作成分科会
2月 分科会(予備)
3月 第3回まちなみガイドライン作成分科会

まちなみガイドライン確定

※予定は変更になることがあります。

分科会・ワークショップの申込み・お問い合わせはこちら

▶ 堺環濠都市北部地区町なみ再生協議会

▶ 堺市 建築都市局 都市計画部 都市景観室

TEL / FAX 072-228-0953

TEL 072-228-7432 FAX 072-228-8468

[志賀]

担当：甲野、垣内、福島

なお、協議会に関するお問い合わせは町なみ再生協議会まで、街なみ環境整備事業に関するお問い合わせは堺市建築都市局都市計画部 都市景観室までご連絡ください。

協議会からのごあいさつ

町なみ再生協議会 会長 志賀 和子

このたび、堺市でも、歴史的な町なみを未来に活かすため、町なみ再生事業が始まります。全国でも有数の歴史を持つ環濠都市堺の風情を復活し、活気ある暮らしを皆さんとごいっしょにつくっていききたいと思えます。ぜひ、この取り組みにご参加ください！

堺市からのメッセージ

堺市 都市景観室長 休場 理夫

町なみ再生協議会がスタートし、おめでとうございます。この地域の貴重な財産である歴史的なまちなみの保全・再生に向けて、地域の活動の輪が広がっていくことを期待しています。今後とも、みなさんとともに、この町なみ再生事業に取り組んでまいります。

今号の表紙

毎号、堺環濠都市北部地区内にある建物や風景を中心に撮影していく予定。今号は、本瓦に注目。本瓦は寺社の屋根に多く葺かれているのですが、堺では明治時代以降も町家の屋根に葺かれていました。「堺の建てたおれ」を物語るひとつです。

堺 環濠都市 NEWS

[ニュース]

北部

歴史的まちなみを
未来に活かすため

町なみ再生協議会が
スタートしました！

vol. 1



photo : Kozo Ono

町なみ再生協議会って？

環濠都市北部地区の風情ある歴史的なまちなみは、私たちや次の世代の子供たちにとっても、大切な資産です。まちなみ再生を通じて、「地域に対する愛着と誇りをもとう!」、「地域の新しい魅力を発見しよう!」、「地域のことは、地域に住むわたしたちが決めよう!」と発足したのが、この「町なみ再生協議会」なのです。

これは地元の住民からなる会で、町の人々とともに「堺らしい歴史的なまちなみって何だろう?」、「町家を残そう!」、「まちなみを再生しよう!」、「そのためには何をどうすればいいのか?」ということ、ワークショップなどを通して考えます。また、必要に応じてイベントなども開催し、それらの成果をもとに、まちなみ再生へ取り組んでいきます。

なお、協議会は、堺市と対等の立場に立ち、協働して事業に取り組んでいくもので、この事業は、国の街なみ環境整備事業の交付金を活用して行なうものです。

堺環濠都市とは

堺環濠都市地域は、「元和の町割」とよばれる江戸時代初期に形成された短冊型の街区と、内川・土居川が当時の環濠都市の面影を残す、本市を代表する歴史・文化的景観を有する地域です。

この地域では、刃物や線香などの伝統産業も活発に行われ、今もそれら職住一体の生活様式が残っています。

なかでも、堺環濠都市地域の北部は、第二次世界大戦の戦火を免れ、江戸時代以降に建てられた町家が今も数多く残っており、数少ない歴史的なまちなみが残る地域となっています。

街なみ環境整備事業 街なみ環境整備事業は、市と住民が協力して美しいまちなみや居住環境の整備を行っていくため、まちなみに関するルールを住民が作成し、そのルールに則って建てられた建物や修理された町家に対して、工事費の一部について国と市から補助が受けられるものです。

REPORT 協議会設立総会を開催しました!

平成26年5月11日(日)、堺市立町家歴史館山口家住宅で、町なみ再生協議会設立総会を開催しました。「堺環濠都市北部地区の歴史・文化資源を活かして歴史的な町なみを再生し、地域の魅力とにぎわいを創出する」という設立目的が述べられ、①協議会規約、②役員、③会計監査、④事業計画(案)・予算(案)の各議案について説明が行われ承認されました。また、顧問については、この事業の対象地域がある錦校区・錦西校区の、両校区自治連合協議会会長に委嘱し、了承されました。

■協議会規約(抜粋)

(名称)第1条 本協議会は、「堺環濠都市北部地区町なみ再生協議会」(以下、「協議会」という。)と称する。

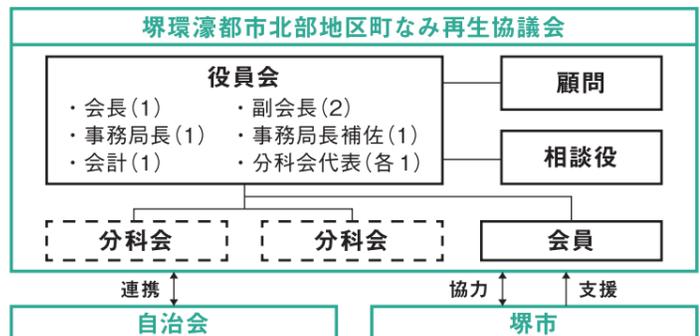
(目的)第3条 本協議会は、堺市と協働で、堺環濠都市北部地区の歴史・文化資源を活かして「歴史的な町なみ」を再生し、これを将来に引き継ぐことにより、地域に対する住民の愛着と誇りを育むとともに、地域の新たな魅力とにぎわいを創出することを目的とする。

(事業)第4条 本協議会は、前条の目的を達するため、次の事業を行う。
 (1)研究会、勉強会等の開催 (2)広報・啓発活動等 (3)講演会、シンポジウム等の開催
 (4)他団体との交流 (5)その他目的達成に必要な事業

(会員)第6条 本協議会の会員は、第3条に規定する目的に賛同する者で、事業地区内の居住者、事業者及び土地・建物所有者並びに会長の承認を得た者とする。

TOPIC 1 組織イメージ

町なみ再生協議会の組織イメージ



TOPIC 2 役員・会計監査・顧問

- 会長 志賀和子
- 副会長 柏木作 水野康行
- 事務局長 田原裕之
- 事務局長補佐 辻大樹
- 会計 水野照子
- 会計監査 内田勲男 平田芳厚
- 顧問 [錦校区自治連合協議会会長] 住吉憲二郎
[錦西校区自治連合協議会会長] 宮里秀俊

現在までの経緯

平成25年	3月16日 第1回歴史的なまちなみ勉強会	内容 ①環濠都市の成り立ち ②環濠都市北部地区のかつてのまちなみと現状 ③まちなみの再生に向けた意見交換	(堺市主催)	
	6月22日 第2回歴史的なまちなみ勉強会	内容 ①他都市における歴史的なまちなみ再生の取組 ②まちなみの再生に向けた意見交換		
	10月5日 第3回歴史的なまちなみ勉強会	内容 ①「街なみ環境整備事業」について ②講演：平野郷 HOPEゾーン協議会 会長 松村長二郎氏 ③意見交換		
	10月26日 第1回準備会	11月30日 第2回準備会	12月21日 第3回準備会	(準備会主催)
平成26年	2月8日 第4回準備会			
	2月16日 第4回歴史的なまちなみ勉強会	内容 ①まち歩き ②講演：「堺旧環濠都市の町家と町並景観」 京都府立大学大学院教授 大場 修氏 ③準備会報告	(堺市・準備会共催)	
	4月19日 第5回準備会	(準備会主催)		
	5月11日 町なみ再生協議会設立総会	内容 ①協議会規約などの各議案を承認し、協議会設立 ②講演：「江戸時代の堺再発見～都市の魅力を考える～」 堺市博物館学芸員 矢内 一磨氏	第5回歴史的なまちなみ勉強会 (堺市・準備会共催)	

TOPIC 3 対象区域



- 北半町東
- 北半町西
- 北旅籠町東1丁、2丁
- 北旅籠町西1丁、2丁、3丁
- 桜之町東1丁、2丁
- 桜之町西1丁、2丁、3丁
- 綾之町東1丁、2丁
- 綾之町西1丁、2丁、3丁
- 錦之町東1丁、2丁
- 錦之町西1丁、2丁、3丁
- 柳之町東1丁、2丁
- 柳之町西1丁、2丁、3丁
- 九間町東1丁、2丁、3丁
- 九間町西1丁、2丁、3丁
- 神明町東1丁、2丁、3丁
- 宿屋町東1丁、2丁、3丁

TOPIC 4 事業計画

- 協議会ニュースの発行
- 協議会ホームページの作成
- 町なみ再生ガイドラインの作成に向けたワークショップ・勉強会等の開催
- 周知啓発のためのイベント開催
- 役員会等の会議開催

TOPIC 5 予算

収入

項目	予算額	摘要
堺市補助金	600,000	堺市補助金
合計	600,000	

支出

項目	予算額	摘要
調査研究活動費	550,000	
広報費	300,000	協議会ニュース発行、ホームページ作成等
	100,000	講演会の開催等
	150,000	イベントチラシ、ポスター制作等※
運営事務費	50,000	
会議開催費	20,000	会場借上げ、資料コピー等
	10,000	事務用品購入
	20,000	会議開催通知の発送に伴う切手代等
通信・運搬費	20,000	
合計	600,000	

※「等」には、「まちなみガイドライン」の印刷費が含まれます